

平成28年8月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成28年8月10日 午後2時45分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成28年8月10日 午後4時20分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	濱田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
濱田 一吉	中野 畏輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
係	小嶋 勉
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による
許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画(案)の決定および農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用配分計画(案)の作成について

第4号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更についての取下げについて

午後2時45分開会

○会長

こんにちは。大変酷暑の中、暑い中集まつてもらいまして、現地視察も

含めて大変御苦労さまでした。体には十分気をつけてもらって、農作業に励んでもらいたいと思
いますんで、よろしくお願ひいたします。

ただいまから8月期の農業委員会を始めさせてもらいます。

本日の議事録署名人は、中野喬輔委員と鷹田一吉委員さん、お願ひいたします。

○会長 では、まず第1番に、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、番号4、事務局説明お願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第1号議案、番号4について、御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくとい
う内容でございます。

申請人及び土地の詳細につきましては、朗読で読み上げられたとおりでございますが、申請人
の詳細を今から御説明を簡単にさせていただきたいと思います。

申請人の[]さん、年齢58歳、新宮町で農業をされていらっしゃる方でございます。農
業従事年数は、約35年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、ミカン及びタケノコを
新宮町にて、作付及び販売されていらっしゃるということでございます。所有の農機具等でござ
いますが、軽トラック、動力噴霧器、中耕機をそれぞれ1台ずつ、草刈り機を2台所有されてい
らっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをお開きください。

今回の申請地は、薬王寺にあります県道米多比谷山古賀線、薬王寺温泉入り口信号の北西に位
置します丸囲み内の斜線部2筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は荒廃しておりますが、タケノコを生産し、
販売していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、1万1,205平米で、今回の申請地343平米を合わせますと、
1万1,548平米となり、50アール要件を満たしております。あわせて、地元農業委員
さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたが、何か御質問がありましたら。

事務局、この[]さんと[]さんの関係。はい、事務局。

○係 ただいまの会長の御質問にお答えさせていただきます。

今回の申請人であります [] さんと所有者の [] さんの関係でございますが、[] さんの娘婿に当たられるということで伺っております。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。

何か、ないですか。事務局、ここ、がなり山の中と思うんだけど、その作付って、何を作付されるんですか。はい、事務局。

○係 ただいまの会長の御質問にお答えいたします。

今回、こちらの申請地につきましては、現在、竹林となつておりますが、今回の申請人の [] さんが新宮町にてタケノコを生産販売されていらっしゃることから、現在荒廃しておりますが、竹を若干伐採はされるということで聞いておりまして、そして、タケノコをそのまま、作付、販売されていきたいとのことでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何かないですか。はい、どうぞ、 [] 委員。

○委員 6番 庭内の農業委員ですが、これ集落排水施設のすぐ上になるんか。

○会長 事務局。

○係 ただいまの [] 委員の御質問にお答えいたします。

今回の申請地は、 [] 委員おっしゃいましたとおり、集落排水施設のすぐ隣接地となっております。

説明は以上でございます。

○会長 ようございます。

○委員 6番 じゃあ、乗り入れというのは、車とか、全然入ることのできる山の中に入っとんやな。小野小学校の下、車とか全然入ってこんとかいろいろ問題なっちょる。

○会長 事務局。

○係 ただいまの [] 委員の御質問にお答えいたします。

今回乗り入れにつきましては、 [] 委員おっしゃいますとおり、乗り入れ口がない状態でございましたので、現在、稲王寺の奥のほうに、もう里道がないような状態になっておりますので、入り口等について問い合わせを行っておりまして、今回の申請人の [] さんは、今回こちらに入るに当たっては、車を下に、できるだけ近くにとめたいということでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、現在、里道自体がもう荒廃している状態でございますので、ぎりぎりのところまでとめさせていただきまして、あとはもう登って、自分でかごを担いで登られると

いうことで聞いております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。■委員さん、それでようございますか。はい。
ほかに何かないですか。

この案件に関しては、贈与ということでございますので、特別問題ないと思いますが、この案件に対して、賛成されます方は挙手でお願いしたいと思います。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 ありがとうございます。

○会長 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号13、事務局お願いいたします。

○係長 第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について。

申請人等の朗読につきましてですが、今回の申請では、農地面積が2ヘクタールを超えており、筆数が20筆、所有者が15名と多いため、申請内容の朗読につきましては、所有者ごとにまとめてさせていただいてよろしいでしょうか。

○会長 はい、結構です。

○係長 [議案朗読]

○係長 それでは、第2号議案農地法5条の許可申請、番号13について、説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条で申請地を賃貸借によって、貸し中古車オークション会場に転用するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。

今回の申請地につきましては、計画総面積が2万2,830.55平米、うち農地が2万517平米含まれる内容であります。総工事費は、約9億7,000万円となっております。

位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

申請地は、現地でも御確認いただきましたとおり、古賀グリーンパーク西側の青柳町にあります地図上の斜線部であります。斜線部が今回の転用面積に当たります農地であり、2万517平米。黒塗りの箇所につきましては、田地目及び里道、水路に当たりまして、合計面積が2,313.55平米。全体の計画総面積は合計の2万2,830.55平米となります。

次に、農地区分の説明をいたします。

地図でご覧いただきますと、今回の申請地につきましては、北側は約3ヘクタールの農地の

広がりがございますが、西側は河川による分断。北側と東側は集落及び原野があり、他地目による分断。南側は市道京田馬渡線を挟んで約2.5ヘクタールの農地の広がりがございますが、西側は河川による分断。東側及南側は雑種地及び宅地があり他地目による分断。西側は河川による分断。東側はグリーンパークがあり、他地目による分断となっており、農地の広がりは、北側及び南側で合計約5.5ヘクタールとなり、事務局では2種農地に該当すると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。7ページをお願いいたします。

別にお配りしております資料1、こちらのほうになりますが、こちらに平面図と横断図のカラー刷りの拡大図をつけておりますので、こちらをどうぞご覧ください。

今回の計画は、貸し中古車オークション会場についての計画が示されております。計画内容につきましては、オークション棟、撮影棟、受付棟の建築及び大型車、小型車の展示スペースとなっております。周囲が緑色に色づけされておりますのり面部分は緑地帯であります、面積は1,210平米となっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきましては、計画図の水色の部分が側溝となっております。

事業計画地内の雨水処理につきましてですが、オークション棟からは300の側溝を設置し、その他の敷地内には排水勾配を設け、東側から西側にかけて設置いたします2本の側溝に集水し、西側の河川に放流する計画となっております。

次に、雑排水につきましては、オークション棟の西側に合併処理浄化槽を設け、暗渠を通じて、西側の河川へ放流いたします。

切土、盛土につきましては、2枚目8ページから3枚目の9ページに示しておりますが、黄色で塗っております箇所が切土、緑の部分が盛土になります。

こちらは、計画高に合わせて、切土及び盛土を行う計画となっておりまして、切土は最大で2.3メートル、盛土は最大2.2メートル行う予定となっております。

その他の被害防除計画につきましては、切土箇所に土留ブロック積み擁壁、法面の保護には種子吹きつけによる貼芝の措置がとられております。

最後に、地元水利承諾書につきまして、御説明をさせていただきます。

今回の申請地は、青柳区と町川原区にかかりますことから、平成28年6月21日づけ青柳区から、平成28年6月23日づけ町川原区から、それぞれ承諾書の提出があつております。今回、青柳区につきましては、条件付承諾となっており、内容は道路上で車両の積み込みをしないとなっております。町川原区につきましては、無条件承諾となっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、まず地元の青柳の[]委員さん、御説明お願いいいたします。

○委員 12番 ただいま事務局より説明がありましたが、平成28年6月21日に、現地での説明会とそれから地元開発委員会を開き、その場では、先ほど話がありましたように、前の公道等に車をとめて、車両の積みおろしとか、そういうのがあると、非常に公道での車の滞留とか、危険があるということで、その件につきましては、条件をつけております。

その他につきましては、特に問題がなかったので、地元農業委員としても、地元としましても、署名捺印しております。よろしく御審議お願いいいたします。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、町川原の[]委員さん、お願いいいたします。

○委員 11番 町川原の[]です。

ただいま事務局より説明がありましたけども、町川原といたしましては、平成28年6月23日に、地元開発委員会を開きました。いろいろ検討いたしました結果、町川原といたしましては、特に問題はないと判断いたしましたので、署名捺印いたしております。御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

ただいま青柳、町川原の両委員さんの説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。[]委員、どうぞ。

○委員 4番 1点だけお伺いしたいんですが、文化財の出土範囲ということでお書いてありますが、これはもう調査が終わった後ですか。

○会長 事務局。

○係長 ただいまの[]委員の御質問に対して、回答させていただきます。

こちらの埋蔵文化財の関係につきましては、予備調査が終了しております。その結果、文化財があったということは、文化課のほうで確認をしております。その文化財につきましては、保護する措置をとるというところで、指導するというふうに聞いております。

以上です。

○会長 []委員さん、ようございますか。

○委員 4番 はい。

○会長 ほかに何かないですか。

ちょっといいですか。車のオークション会場、車を並べるんですけど、この中、図面見ると、油水分離槽はないんですか。ただ、車幾ら置くって、整備がしないっていうたって、かな

りの車が入ってくると、何らかの故障車両、ないし、もしくはいろんな車が来るんじやなかろうかと思って心配するんですが、その次は、今度は下の今在家へ行く、町川原、青柳のほうに入していく水になりますので、その辺の考えは事務局あるんですか。はい、事務局。

○係長 ただいまの会長の御質問につきまして、回答させていただきます。

油水分離槽の設置につきましては、平面図の中央部分、別棟、撮影所棟の西側に設けられております。基本的には、オークション会場に出店される車両につきましては、最初に、この撮影所棟に入庫されるということになっております。こちらで整備をきちんと実施いたしました後に、それぞれの展示スペースに運搬されるという、移動しますので、基本的には、この撮影所棟で全ての整備を実施するということに、整備をする必要がある車両につきましては、整備をすることになります。

この油水分離槽につきましては、万が一のことを考えられまして設置をされておりますので、基本的には、油等の流出等はしないというふうに考えております。

以上です。

○会長 それで大丈夫ですか。はい、事務局。

○係長 基本的に、そのオークション会場に流れる車両の流れについては、今御説明させていただいたとおりなんんですけども、そういう工程を踏むというところで確認をとっておりますので、基本的には、この撮影所棟以外で、そういった油漏れが流出するということは考えられないというふうに思っております。

また、この図面でもって、地元の承諾も、ちょっといただいたというところもございますので、そちらのほうの確認もしておりますところであります。

以上です。

○会長 はい、わかりました。

何か、ほかないですか。——何もないみたいだな。何もなければ、採決とってようございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第2号議案、番号13について、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18/18名]

○会長 ありがとうございます。

○会長 続きまして、第3号議案農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成について、事務局説明をお願いいたします。

○係 議案に入ります前に、今回第3号議案にて、[]さんの案件が

ありまして、■会長が関係者に該当することで、一時退席をお願いしたいと思います。議案朗読後、退席をお願いいたします。

また、その後の進行につきましては、■副会長のほうにお願いしたいんですけども、ようございましょうか。

○副会長 はい、了解しました。

○係 [議案朗読]

[■会長 退席]

○係 第3号議案について御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、農地中間管理事業に対する農業委員会のかかわりについて別紙資料にて御説明いたします。

お手元にお配りしております資料2、農地中間管理事業における貸し借り業務の流れをごらんください。

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となって、担い手の農地の集積を進め、農業経営の効率化を支援する事業となっております。

仕組みといましましては、出し手である土地の所有者から農地中間管理機構に土地を貸し付け、その後、借り手である担い手へ、まとまりのある形で貸し付けへといった仕組みとなっております。

・資料2の1ページでは、中間管理事業における貸し借りの流れを左から右へ、時系列で記載しております。

まず、①、②において、農地の出し手、受け手を募集します。こちらは一番下の欄に書いてありますとおり、平成28年5月31日までとなっておりました。古賀市では、貸し付けたいという申し出が6件、農地を借り受けたいという申し出が3件ございました。

次のステップとしては、③マッチング作業ということになります。

農地中間管理機構の定める貸し付け先決定ルールをもとに、市町村が出し手、受け手のマッチングを行い、その後、貸し借りの手続を行っていきます。現在は、このマッチング作業までが終わり、貸し付け、借り受け、全件に対して、マッチングが成立しております。

資料2の2ページから7ページに、機構が作成した農地中間管理事業規定をお示ししております。出し手、受け手の申し出が複数名あった場合には、4ページの5番、農用地利用配分計画の決定方法をもとに、貸し手、借り手と協議していくこととなっております。

次に、資料の1ページに戻っていただきまして、マッチングの作業といましましては、④の1、農業経営基盤強化促進法に基づき、出し手から機構へ貸し付け、こちらは農用地利用集積計画といいますが、こちらを作成します。

その次に、④の2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、機構から受け手へ貸し付けを行うこととなっております。こちらは、農用地利用配分計画といいますが、こちらを作成いたします。

次からが農業委員会のかかわりとなります。

農業委員の皆さんには、一番上の太い枠に書いておりますとおり、⑤、④について、農業委員会にて審議となっております。

④につきまして、出し手から機構へ、機構から受け手への貸し借りの権利移動について審議することとなっております。こちらの審議後は、事務処理を機構が行い、賃借権が設定されるという運びになっております。

今回の第3号議案は、④、⑤について、審議、上程となっております。本日、こちらの第3号議案にて、機構への貸し付けの審議、機構からの貸し付けについて御意見をいただければと思います。

それでは、説明に入ります。

議案書の12ページをごらんください。左上に平成28年第4号と書いております。こちらは、出し手から機構へ貸し付けとなります。

それでは13ページ。整理番号34、貸し手、[REDACTED]、古賀市米多比在住。借り手、[REDACTED]理事長、[REDACTED]。こちらは、福岡県の農地中間管理機構として指定された団体でございます。福岡市に事務所がございます。利用権設定する土地は、米多比の字平柳の田んぼ1筆、2,325平米です。平成28年11月1日から平成33年10月31日まで、5カ年の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける方の農業経営の状況についてですが、機構は農業を行う団体ではなく、農地中間管理事業によって、農地を借り受けて、貸し付ける団体でございますので、中段に記載しておりますように、中間管理事業による農地中間管理権の取得と記載しております。

以下、整理番号35から39につきまして、借り手が同じであることから、推進機構と省略し、農業経営の状況についても説明は割愛させていただきます。

続きまして、整理番号35、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、谷山の一時利用地、小野南部区画整理地の田んぼ2筆、合計3,168平米です。

続きまして、整理番号36、貸し手、[REDACTED]、東京都在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、谷山の字節原の田んぼ1筆、字大塚の田んぼ1筆、合計2,723平米です。

続きまして、整理番号37、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、谷山の字節原の田んぼ1筆、684平米です。

続きまして、整理番号 3 8、貸し手、[REDACTED]、古賀市薦野在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、薦野の字下原の田んぼ 1 箬、2,073 平米です。

続きまして、整理番号 3 9、貸し手、[REDACTED]、古賀市小山田在住。借り手、推進機構。利用権設定をする土地は、小山の字井堀の田んぼ 4 箬、字瀬戸の田んぼ 1 箬、合計 6,736 平米です。

それでは、[REDACTED] 推進機構が議案書の 13 ページから 18 ページにおいて借り受けた農地がその後どなたに貸し付けられるかについてです。

19 ページをごらんください。

左上に平成 28 年度 1 号と書いております。こちらは、[REDACTED] 推進機構により借り手への貸し付けとなります。こちらに記載されてありますとおり、12 ページとは別の法律で、機構から受け手へ農地を貸し付けることとなります。

それでは、20 ページをごらんください。

整理番号 1、貸し手、[REDACTED] 理事長、[REDACTED]。借り手、[REDACTED]、代表理事、[REDACTED]。利用権設定をする土地は、米多比の字平柳の田んぼ 1 箬、谷山の一時利用地、小野南部区画整理地の田んぼ 2 箬、字節原の田んぼ 2 箬、字大塚の田んぼ 1 箬、合計 8,900 平米です。平成 28 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日まで、5 年間の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける [REDACTED] さん、借り受け面積及び農地面積 5 万 8,400 平米。主たる経営作物は麦。右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

以下、整理番号 2 から 3 につきまして、貸し手が同じでありますことから、推進機構と省略させていただきます。

続きまして、整理番号 2、貸し手、推進機構、借り手、[REDACTED]、古賀市駅東在住。利用権設定をする土地は、小山田の字井堀の田んぼ 4 箬、字瀬戸の田んぼ 1 箬、合計 6,736 平米です。平成 28 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで、6 年間の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける [REDACTED] さん、年齢 59 歳。農業従事日数 250 日、借り受け面積 1 万 5,797 平米。農地面積 3 万 3,034 平米。主たる経営作物は水稻、イチゴ。右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号 3、貸し手、推進機構、借り手、[REDACTED]、古賀市谷山在住。利用権設定をする土地は、薦野の字下原の田んぼ 1 箬、2,073 平米です。平成 28 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで、3 年間の貸し借りとなっております。利用権設定を受ける [REDACTED] さん、年齢 62 歳。農業従事日数 300 日、借り受け面積 1 万 3,029 平米、農地面積 2 万 6,769 平米。主たる経営作物は水稻、麦。右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

機構からの貸し付け先につきまして、整理番号1及び3につきましては、後の諸報告の合意解約で出てきますが、これまで利用権設定をされていた経緯がありましたことから、借りかえであり、[REDACTED]さん並びに[REDACTED]さんはいずれも認定農業者であることから、マッチングを行いました。

整理番号2については、今まで利用権設定をしておりませんでしたが、主として、[REDACTED]さんが営農されておりましたが、借り手である[REDACTED]さんの奥さんの実家であることから、[REDACTED]さんが手伝いをされていました。今回経営主体を[REDACTED]さんにお願いしたいとの相談があり、中間管理事業を利用して、貸し借りを行いたいと双方から希望がありましたことから、マッチングを行いました。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副会長 ありがとうございます。

ただいま3号議案につきまして、説明がありましたが、どなたか、質問ないでしょうか。[REDACTED]

[REDACTED]委員、どうぞ。

○委員 15番 米多比の平柳の分ですけども、実は、米多比でも人・農地プランを既に策定いたしまして、市の承認も得て認定もされてるというような状況でございます。人・農地プランのメンバーも十数人のメンバーからなってるというところで、これもメンバーのほうからも、何とか、もう少し機動力持って運営していこうじゃないかとか、そういった意見も出ていたところでございます。

こういった米多比区内の農地を借り手探す場合でも、本来であれば、人・農地プラン、古賀市の人・農地プランは集落単位でプランを作成するという動きで、ずっと動いてきたんでございます。これは市単位の集落プランとか、あるいは校区単位のプランであれば、まだ、わかるんですけども、この米多比の農地については、実は、人・農地プランのメンバーからも借りたいという希望が出ていたわけでございます。私のほうにも耳に入つとったわけでございまして、ですから、この中間管理機構を通じなくて、借り手、貸し手は、個人個人で契約するといふんであれば、いたしかないというふうに考えとったわけでございますが、この中間管理機構をなぜ利用したのか、ちょっと私ども解せないというところもございます。基本的に集落営農、農地については集落営農が基本だろうと、私どもは、こう思っておりまして、近辺、農地の近辺の農業者が耕作するのが理想ではないかというふうに考えておりました。水田になりますと、米多比の場合、ため池の水が大部分でございまして、田植えをするにも、非常に水を大切にしながら、田植えの時期を統一して田植えをすると。逆に、集落内の農業者外から耕作されると、田植えの総会で決めた時期をなかなか守っていただけないというような面も、今までも例として挙がってきておりました。この辺のところも非常に懸念しながら、こういった農地中間管理機構を通して、借り受けされる

ということで、人・農地プランが全然こちらのほうに全然耳に入ってこないというやり方に、メンバーのほうからも少し疑問視がされているというところでございまして、この辺のところは、もう少し何か御説明いただければというふうに思います。

○副会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○係 ただいまの [] 委員の御質問に対して、お答えいたします。

今回、公募期間が5月1日から5月30日までの期間となっておりまして、受け手、出し手の関係で手を挙げたのが、[]さんと[]さんが手を挙げられまして、先ほど御説明もあったとおり、今まで利用権設定を受けてありました経緯もありましたし、[]さん自身も認定農業者であることから、担い手への集積という形で、今回マッチングを行っております。

[]委員の言われるとおり、今現在、古賀市のほうで、人・農地プランを集落単位でつくっていることから、この公募期間中に、こちらの米多比のほうで、同じように手を挙げた方がいらっしゃいましたら、そちらのほうに集積していくかなければいけないという判断を下すこととなりますが、現在5月1日から5月31日まで、米多比のほうから手を挙げられた方がいらっしゃいませんでしたので、[]さんのほうにマッチングを行っております。

こちらの人・農地プランのメンバーの方から、中間管理事業について、ちょっとどういう状況かっていうのがわからないということで、先ほどおっしゃってた件がありましたけれども、今後ちょっと中間管理事業について、市のほうとしても農業者の方皆さんにどういう状況だとか、どういった制度なのかというのをもっとわかりやすく、広まるように、事務局としても、今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○副会長 ありがとうございました。

この件に関して、利用権設定の合意解約された後に、中間管理機構に貸し付けするようになっておるような感じになっておりますけども、それでいいんですかね。事務局、お願いします。

○係 そのような流れになっております。実際に利用権設定されるのが、中間管理事業が施行されるのが11月1日からになりますので、今回7月の時点で合意解約をいただいておりますことから……。

○副会長 一応ね。

○係 はい。こういった運びになっております。

○副会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○係長 済みません。先ほどの[]委員の御質問につきまして、回答させていただきましたが、一部補足をさせていただきます。

人・農地プランにつきましては、24年度から、済みません、25年度から策定を進めておりますが、米多比区につきましては26年度に策定をしていただいております。その際に、地元のほうに説明に伺いまして、プランの内容について説明をさせていただいたときに、あわせて中間管理事業の活用の方針、こういったものも確認をさせていただいております。米多比区のプランにつきましては、そういう機構を使うっていう、一部そういった事例があれば、活用を検討していくというふうな内容になっておるところで、今回こちらの申請が上がってきた分につきましては、貸し手と借り手、双方からの申し出により、こういう形をとって機構の事業を使うというふうな形になっておりますが、一方で、プランのほうにも、そういった記載をしておるところありますので、今後は、こういったお話をあったときには、プランの内容等についても確認を行っていきたいというふうに考えております。

もう1点、人・農地プランの広域化も今検討しておるところであります。当初は、農区ごとに事情が違うというところもあって、今現在は農区ごとに策定を進めておる段階でございますが、将来、そういった担い手が農区によって、ばらつきがあるというふうな状況も出てきますし、減っていくというふうなこともありますので、広域化、校区単位にするのか、市単位にしていくのかとかいうところは、まだ、はっきりは決まっておりませんが、そういった流れにもなっていくのではないかというところで考えておりますので、その辺も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副会長

■委員。

○委員 15番

機構を使う場合と使わない場合、これは大きく違うのは、機構を使う場合は借り手を募集するわけですよ。しっかり周知するというのが大事だと思うんですね。機構を使わなければ、個人、貸し手と借り手の個人個人の話で決まってしまうわけでございますけども、こういった機構を使う場合には公平性をしっかりと担保していただきたいと。ですから、集落内で人・農地プランがあれば、そのメンバーが手を挙げたいという者がいるかどうか、これをしっかりと確認作業をやっていただきたいというところで、私申し上げたいわけでございます。当然ながら、ため池使うわけですから、ため池の管理は地元の農業者のメンバーがしっかりと管理しとるわけです。大手企業、大規模の農業者のみで農業できないわけです。中小の農業者もいて、初めて農業全体ができるというような状況でございますんで、その点も含めて、地域には地域の農業者がおるわけですから、しっかりと周知を、機構を使う場合の周知はお願いしたいというところです。

○副会長

ありがとうございます。事務局、何か。

○係長

機構事業につきましての周知の関係での御意見をいただいておるところ

ではございますが、基本的に、この中間管理事業については、公募期間含めて市のホームページ等で周知はしておりますが、なかなか隅々まで周知が十分行き届いていない部分も現状としてはあろうかと思います。基本的に農区長会等でも周知はしておりますところではございますが、今後はそういう周知の方法も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副会長 [] 委員、それでいいでしょうか。

○委員 15番 今後ともよろしくお願ひしときます。

○副会長 ほかに御質問ないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副会長 ないようでしたら、採決させてもらっていいでしょうか。——それで
は、第3号議案農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(案)の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作
成について、賛成されます方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手16/17名]

○副会長 賛成多数ということで可決いたしました。ありがとうございました。

[] 会長 着席

○会長 それでは、ちょっと15分間休憩します。

午後3時35分休憩

午後4時10分再開

○会長 では、再開します。

○会長 第4号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更についての取り下げにつ
いて、1、計画変更の内容、用途区分、整理番号3について、事務局説明お願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、整理番号3について、説明いたします。

議案書の23ページをごらんください。

この案件につきましては、4月期農業委員会で再上程させていただいております。小竹縫ヶ浦
の農業用倉庫建築の案件の取り下げになります。この農業用倉庫の案件については、再三の審議
となり御迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

今回の取り下げの経緯について説明いたします。

当初、農業用倉庫の建築で、農振の用途区分の変更で審議していただきましたが、4月

期農業委員会で、計画面積の変更ということで再度上程させていただき、審議していただきました。この農業用倉庫の建築に当たり7月に県と協議をしておりますが、施設の規模について詳細な検討が必要であり、今後協議に時間がかかるため、今年度中の事業の完了は難しいとの見解に至っております。このことから申出人と協議を行いましたところ、申出人から、再三の計画変更により関係機関に御迷惑をおかけしていることから自費で農業用倉庫を建築するとの話もありましたが、再度福岡県より連絡があり、この案件については平成29年度継続で協議を行っていきたいとの話がありましたことから、施設の規模等について、今後県と協議を重ね、次年度建築に向けて進めていくこととなりました。

この件に関し、農業委員会の皆様におかれましては、多大なる御迷惑をおかけしており、本当に申しわけありません。

説明は以上です。第4号議案の取り下げについて御審議よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

もう、これに対する計画図は要らんと思いますので、4号議案について、取り下げについて、何か御質問がありましたら。

その前に、地元の農業委員さん、■■委員さん、ちょっと一言お願ひいたします。

○委員 10番 皆様には本当にたび重なる審議をいただきまして、このように大変迷惑をかけて、本当に申しわけございませんでした。

地元といたしましては、この取り下げについての水利委員会というのは開きませんが、この申請人に対して、地元ではかなり期待をしております。というのは、真摯に農業に取り組み、一所懸命に柑橘の栽培に頑張っております。地元の数少ない若い農業人として、地元のリーダー、または、古賀市のリーダーになっていただきたいという地元の気持ちもございますので、皆様方の寛大なる御理解をいただきまして、こういう若い人を育てるという意味で御理解していただいたらと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。■■委員、どうぞ。

○副会長 この件については、もう、次の話の段階は進んでるんですか。

○会長 事務局。

○事務局長 以後、県の農林事務所と農林振興係が協議し、それ以後、申請者の■■氏と協議をしております。秋ぐらいまでには詰めていきたいという方向で動いております。

○会長 ■■委員、ようございますか。

○副会長 我々も応援したいと思いますので、きちっと、今回、一発で決裁が出

るよう頑張ってほしいと思います。（「ありがとうございます。感謝申し上げます」と呼ぶ者あり）

○会長 ほかにないですか。

この案件に関してはいろいろありましたけど、古賀市の農業の発展、また若い人のために、今後、農業委員会としても見守っていかなければならないと思いますので、ここで賛成かの採決をとりたいと思いますが、そういう形でようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、4号議案に対して、整理番号3に対して、賛成されます方、挙手でお願いします。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

ただ、今後、これ、ないようにお願いしとります。

午後4時20分閉会
